大分類	規則・規程	分類番号	BS4-01-１０-００３
題　目	社会福祉法人梅仁会 焼き物と文墨の里虎丘利用規則	発行日	平成２６年１１月６日
		改定日	平成　　年　　月　日
対　象	焼き物と文墨の里虎丘	版　数	第１版

（趣　旨）

第１条　この規則は、社会福祉法人梅仁会定款（以下「定款」という。）の規定に基づき、焼き物と文墨の里虎丘（以下「虎丘」という。）の管理及び運営に関する、必要な事項を　定めるものとする。

（名　称）

第２条　施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）　名称　　焼き物と文墨の里「虎丘」

ア　茶室　　梅庵

イ　茶寮　　龍訪堂

ウ　資料館　對州東五記念館

エ　陶房　　對州窯

オ　登り窯　朝鮮式古様式陶窯

（２）　場所　　長崎県対馬市上県町鹿見１１０番地

（組　織）

第３条　虎丘に館長その他必要な職員を置く。

２　館長は、理事長が任命する。

（事務分掌）

第４条　虎丘の事務分掌は、次のとおりとする。

（１）　虎丘の事業の企画及び実施に関すること。

（２）　別表に掲げる施設及び付属設備（以下「有料施設」という。）の利用に関すること。

（３）　同施設関係団体との連絡調整に関すること。

（４）　広報活動に関すること。

（５）　陶器の制作並びに販売に関すること。

（６）　その他虎丘の活動及び運営に関すること。

（有料施設の利用許可）

第５条　虎丘を利用しようとするものは、虎丘利用承認申請書（様式第１号）正副２通を、

あらかじめ館長に提出しなければならない。
２　前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の３月前の初日から利用しようとする日前７日までの期間内において、これを受け付けるものとする。ただし、館長が相当な理　由があり、かつ、虎丘の管理に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（利用の承認）
第６条　虎丘の利用の承認は、前条第１項の規定により提出された申請書の副本に承認印を押し、これを申請者に交付することにより行うものとする。
（利用の変更又は取消し）
第７条　第６条の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、承認を得た事項を変更し、又は利用の取消しをしょうとするときは、虎丘利用変更・取消し承認申請書（様式第２号）正副２通に前条の規定により交付された申請書の副本を添えて、館長に提出しなければならない。
２　前項の利用の変更又は取消しの承認は、同項の規程により提出された申請書の副本に承認印を押し、これを利用者に交付することにより行う者とする。

（有料施設の利用料金）
第８条　有料施設を利用しようとする者は、別表１に掲げる有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。
２　前項の利用料金は、利用の見込みの際、納付しなければならない。

（利用料金の減免）
第９条　館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入園料を減額し、又は免除することができる。
（１）　小学校又は中学校の教育活動の一環として入館するとき。
（２）　前号に掲げるもののほか、館長が特別の事由があると認めたとき。
（３）　完全学校週５日制に伴い小学生、中学生及び高校生が土曜日に入園しようとするとき。
（４）　障害者手帳所持者
２　前項第１号又は第２号の規定により、入園料の減免を受けようとする者は、虎丘入園料減免申請書（様式第３号）を館長に提出しなければならない。

（利用料金の減免の手続等）
第１０条　前条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用の申請をする際に虎丘利用料金減免申請書（様式第４号）正副２通を館長に提出しなければならない。
２　前項の規定による利用料金の減免の許可は、前項の規定により提出された申請書の副本

に承認印を押し、減免を受けようとする者に交付することにより行うものとする。

（利用料金の返還）
第１１条　利用料金の返還を受けようとする者は、虎丘利用料金返還申請書（様式第５号）を館長に提出しなければならない。
２　利用料金の返還の額は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める額とする。
（１）　利用者の責めに帰さない理由により、利用することができなくなったとき。当該利用料金の全額
（２）　利用者の責めに帰する理由により、利用することができなくなったときにあっては、当該利用料金の５割に相当する額

（休館日）
第１２条　虎丘の休館日は、次に掲げるとおりとする。
（１）　月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日
（２）　１２月２７日から翌年１月５日まで
２　館長は、必要があると認めるときは、理事長の承認を受けて、前項に規定する休館日を変更し、又は休館日を定めることができる。

（開館時間）
第１３条　虎丘の開館時間は、別表２とする。
２　館長は、必要があると認めるときは、理事長の承認を受けて、前項に規定する時間を変更することができる。

（遵守事項）
第１４条　利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
（１）　館長の承認を得ないで虎丘内に特別な設備、造作等を施さないこと。
（２）　館長の承認を得ないで火気を使用しないこと。
（３）　館長の承認を得ないで虎丘内において寄附金等の募集又は物品の販売を行わないこと。
（４）　所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。
（５）　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
（６）　その他詳細については職員に相談し、その指示に従うこと。

（指示）
第１５条　館長は、利用者に対し、虎丘の管理及び利用上必要な指示を与えることができる。

（立入り）
第１６条　利用者は、館長が虎丘の管理者のため、その利用に係る施設に立ち入る場合には、これを拒むことができない。

（施設の損害等の届出）
第１７条　利用者は、その利用中に有料施設等が損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を館長に届け出て、その指示を受けなければならない。
（運営委員会の設置）
第１８条　虎丘を適正に運営するため、虎丘運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。
２　委員会は、館長が必要と認めたときに開き、虎丘の運営について審議し、提言できるものとする。

（その他）
第１９条　この規則に定めるもののほか、特別な事項は、館長が別に定める。

（附　則）

第２０条　この規則は平成２７年４月１日よりこれを施行する。
（平成２６年１１月６日理事会上程）

お問い合わせ

虎丘事務所（ＴＥＬ：0920-85-0106）

第８条/１３条関係

別表１/別表２

１．開園時間

9:00～17:00（入園は 16:45 まで）

※【６・７・８月】9:00～18:00（入園は 17:45 まで）

２．龍訪堂開放日

毎月第３日曜日（休園日の場合はその翌日）

３．休園日・休館日

毎週月曜日（月曜日が休日の場合はその翌日）１２月２７日から１月５日まで

第８条関係別表第１

１．入園料

個人	一般　300 円	／	児童　100 円
団体（30 人以上）	一般　250 円	／	児童　100 円

※入園料とは、小林東五記念館入館のみとする。

２．茶室使用料

茶寮　龍訪堂	１日	40,000 円
茶室　梅庵	１日	20,000 円

・利用時間には、準備及び後片づけに要する時間を含みます。

・近隣に無料の駐車場はあります。

３．申込受付

申込開始期日

①　４月１日～７月末日迄の使用にかかるものは→１月４日から開始

②　８月１日～１１月末日迄の使用にかかるものは→５月１日から開始

③　１２月１日～翌年３月末日迄の使用にかかるものは→９月１日から開始

※申込受付開始期日が休館日に当たるときは、その翌日からの申込受付開始となります。